医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部改 正案について(概要)

1 改正の理由・内容

(1)薬局機能情報提供制度における報告項目については、医薬品、医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(以下「省令」という。)第11条の 3及び別表第1により定められており、同制度に基づく報告様式を細則で規定してい る(様式第6号)。

省令で定める報告項目については、厚生労働省により今後毎年度改正される方針が 提示されており、この改正に柔軟に対応できるよう、細則で規定している様式第6号 を廃止するもの。

細則に規定する様式6号を廃止した後は、内規として薬局機能情報提供制度に基づく報告様式を定める。

- (2)登録販売者等の業務従事証明書等の様式については細則第8条により様式第8号から第10号までを定めているところ、これらの様式に係る通知**1や事務連絡**2(以下それぞれ、「通知」及び「事務連絡」という。)が厚生労働省から発出されている。事務連絡等の趣旨を踏まえ、事業者の行政手続きの簡素化に資する取組みとして、本県でも細則様式を定める条文及び当該様式を廃し、厚生労働省の様式例に運用上統一するもの。
- (3) 前2項による他、所要の整備を行う。

2 施行日

令和7年1月1日